

社会資源の活用

社会福祉こども学科 梅崎 薫

認知機能の低下している高齢者やそのご家族が活用できる社会資源には、①介護保険など公的保険や民間業者から提供される介護サービス、②サービス選択などに関する相談サービスや支援団体、③高齢者と家族の権利を守るためのサービスや制度があります。

介護サービス

介護サービスは近年様々なサービスが登場しています。介護保険や福祉制度から提供される公的介護サービスには在宅で受けるサービスと入所して受けるサービスがあり、在宅で受けるサービスはさらに自宅に来てもらって受けるサービスと自宅から出向いて行って受けるサービスがあります。自宅に来てもらうサービスの代表的なものは訪問介護と呼ぶホームヘルプサービスや訪問看護サービスで、自宅から出向いて外で受けるサービスの代表は通所介護と呼ぶデイサービスや通所リハと呼ぶデイケア、短期入所介護と呼ぶショートステイサービスなどです。これらは介護保険で要介護度を判定してもらってから利用します。判定された要介護度により、利用できるサービスと利用できないサービスがあり、支払い費用も異なります。

サービス利用においては、高齢者の方は、外へ出向いて介護サービスを受けることをためられる傾向があります。しかし出向いて行くサービスの方がご本人には社会的交流の機会となり、生活の質の向上、介護予防や、ご家族の休息にもなります。社会福祉協議会や市町村が支援している「ふれあいいいきサロン」や、認知症の人とその家族の会が開催されている「つどい」などを活用して、高齢者の方が新しい環境になれる余力のあるうちに、ご家族と一緒に外でお出かけになり、ご自分たちに合う居場所を探されるとよいでしょう。そのような居場所で出会った方たちが、通所介護など、ご自宅を出て通うサービス利用に対して経験を語ってくれるので、高齢者の方にも安心感をもたらしてくれると思います。

訪問介護と通所介護・短期入所介護を組み合わせた様なサービスもできました。小規模多機能居宅介護といって、通常は訪問介護と通所介護サービスを受けていますが、宿泊が必要になったときには宿泊して介護を受けることができるサービスです。高齢者の方は、環境の変化に弱いので、通所先で顔見知りになった人のいる施設には安心されることが多いようです。なじみの関係を日頃から作りましょう。同じ理由からグループホームと呼ぶ認知症対応型共同生活介護があります。少人数で暮らしながら介護を受けるので、顔見知りのなじみの関係のなかで過ごすことができ、認知症の方に適しています。要支援 2 から利用することができます。

入所して受ける公的な介護サービスの代表は特別養護老人ホーム等で、通常 50 人から 100 人という大人数で暮らす場となります。しかし、認知症の方には少人数のグループホームなどの環境の方が適しており、施設の中には、ユニットケアというグループホームによく似た環境を整えている施設もあります。また近年、民間事業者が運営する有料老人ホームも増えてきました。公的な入所施設は、要介護度 3 以上が原則として利用条件になっていますが、民間事業者の施設は要介護度を問わないことが多く、介護保険の要介護判定で非該当と判定された場合でも利用できる施設があります。県に届け出をしている介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームがあり、住宅型の場合にはホームの自室で、在宅サービスの訪問介護や通所介護を受けて暮らします。有料老人ホームの他にも、高齢者向け住宅の提供が進められており、サービス付き高齢者向け住宅（通称、サ高住）という、介護サービスをその住まいで受けることを前提にした高齢者向け住宅もあります。

相談窓口

公私様々な形態の住居や介護サービス提供が増えており、サービスを選ぶことがとても難しいと感じる方が多いのではないのでしょうか。そこで、介護者の相談にのり支えてくれる相談サービスや団体を覚えておきましょう。地域包括支援センターという相談センターは市町村がエリアごとに担当のセンターを定めています。ご自宅最寄りの地域包括支援センターはお住まいの市区町村ホームページ等に掲載されており、簡単に検索することができます。

また信頼できる団体に認知症の人と家族の会 <http://www.alzheimer.or.jp> があります。埼玉県支部の人たちが中心になって、「認知症になった家族との暮らし方」ナツメ社（1,300 円税別）という本を出版されています。若年性認知症の方への相談窓口もあります。埼玉県支部の電話相談番号は 048-667-5553（月曜-金曜：10-15 時）です。

高齢者と家族の権利を守るためのサービスや制度

代表的なものは判断能力が失われた人を守るための成年後見制度です。成年後見制度については、家庭裁判所に申請するので、家庭裁判所に相談でき、ホームページにも詳しい説明があります。<http://www.courts.go.jp/koukenp/index.html> またお住まいの市町村・社会福祉協議会などに成年後見センターがあれば、そこでも相談にのってもらえます。

認知機能の低下しつつある高齢者を守るために、判断能力が失われてから成年後見制度を活用するのではなく、その手前の段階、保佐類型・補助類型と呼びますが、その段階から制度を活用することもできます。日常生活上では問題なく過ごせるけれども大きな契約、たとえば不動産売買や住宅改修などの高額な契約については心配がある場合、代理権を保佐人等に付与して、契約を任せることができます。保佐類型や補助類型では、高齢者ご本人が

特定の法律行為に関して保佐人や補助人に代理権や同意権・取消権などを託すので、高齢者ご本人が騙される・不適切な契約を結ぶことを防ぐことができます。同意権・取消権を付与した法律行為には、高齢者ご本人だけでは契約できなくなり、その法律行為を保佐人や補助人が確かめて契約を同意または取り消すことできるからです。

司法関係者による相談窓口があります。

法テラス（日本司法支援センター）<https://www.houterasu.or.jp> は、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。

また成年後見センター・リーガルサポート <https://www.legal-support.or.jp> という、全国日本司法書士会連合会の成年後見に関する相談窓口もあります。

消費者被害に関しては、独立行政法人国民生活センター<http://www.kokusen.go.jp> が、全国の消費生活センターを紹介しています。お住まいの地域やご相談時点での最新情報を持っています。怪しい人が来た、怪しいお誘いだと思ったら、消費生活センターに相談してみましょう。同様の手口が紹介されると、高齢者の方も騙されていることに気づいてくれるものです。

埼玉県内の情報については埼玉県のホームページに詳しく掲載されています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/3-seinen-kouken/3-seinen-kouken-senmonsyokusoudan.html>

このほか、社会福祉サービスとして、判断能力が損なわれていない方に対し、貴重品や郵便物の管理を支援する福祉サービス利用援助事業があります。埼玉県では「あんしんサポート事業」という名称で、福祉サービスの利用方法についても支援してもらえます。窓口は、埼玉県社会福祉協議会や市町村の社会福祉協議会です。<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/perf/kenri>

地域包括支援センターは、地域のワンストップサービスとして、上記のような様々なサービスや制度、成年後見制度、高齢者の消費者被害や虐待に関する相談を受け付けています。必ず、市町村と連携していますので、安心して相談できます。

相談する場合には、まず上記のような確かな相談サービスや団体・窓口を選びましょう。